

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 人権・男女共同参画課

許認可等の内容		集会所利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市集会所条例第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市集会所条例第4条、第6条及び第7条
	参考事項	栃木市集会所条例施行規則第3条
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 集会所を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。また、集会所の管理上必要があると認めるときは、この承認に条件を付することができる。</p> <p>2 集会所を利用することができる者は、様々な人権課題の解決を図る目的をもつ者で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に居住し、又は勤務する者</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、教育委員会が、集会所設置の目的を達成するため、その利用が適当であると認める者</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、集会所の利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集会所設置の目的に反するとき。</p> <p>(3) 上記に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>4 教育委員会は、利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 栃木市集会所条例又は栃木市集会所条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用の承認の条件に従わないとき。</p>	